

## マイナンバーカード 交付申請特設窓口を開設します

【日 程①】令和4年1月15日(土)・16日(日)

受付時間 10時～15時

【日 程②】令和4年1月24日(月)～28日(金)

受付時間 18時45分まで

①②どちらも予約があった場合のみ開庁します。  
※予約締切は、予約希望日の3営業日前までです。

### 【開設場所】

小坂町役場 1階 町民課窓口

★当日に写真撮影も行います。



### 【当日持参するもの】

#### ▶マイナンバーカード申請

通知カード(無い時は要紛失届)、本人確認書類

#### ▶マイナンバーカード受取

役場から送付されたハガキ、暗証番号用紙、

通知カード(無い時は要紛失届)、本人確認書類

※本人確認書類は顔写真あり(運転免許証など)は1点、  
顔写真なし(健康保険証と年金手帳・年金証書等など)  
2点必要です。

### 【予約時に確認させていただく事項】

氏名、住所、申請・受取の日時、通知カードの有無等。

■申込み・お問い合わせ先  
町民課町民生活班 (TEL29-3906)

## 産前産後期間の 国民年金保険料の免除について

国民年金第1号保険者が出産した場合、産前産後期間の国民年金保険料を免除できます。

この制度は、**保険料を免除した期間でも保険料を納付したもの**とみなされるため、別の免除制度を利用している方も免除を受けられます。

また、出産日が平成31年2月1日以降で未申請の方はこれから申請することで免除を受けられます。

※20歳～59歳の自営業者・農林業漁業者とその家族、学生、無職の方が対象となります。

### ◎免除対象期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間分。ただし、多胎妊娠の場合は3カ月前から最大で6か月間分。

### ◎必要な添付書類

母子健康手帳



■申込み・お問い合わせ先  
【提出先】町民課町民生活班窓口 (TEL29-3906)  
鷹巣年金事務所 (TEL0186-62-1490)

## 確定申告・住民税申告で 医療費控除を受ける予定の方へ

確定申告・住民税申告で医療費控除を受けるには「医療費控除の明細書」を作成して申告時に提示する必要があります。

### 【明細書の作成に関する注意】

「医療を受けた方の氏名」ごと、「病院・薬局等の名称」ごとにまとめて記入してください。

※領収書のみでの提示では受け付けできません。

### 【明細書様式の入手方法】

○町民課税務班窓口・セパーム・七滝支所・川上公民館・十和田出張所で配布しています。

○国税庁ホームページからダウンロード可能です。

※健康保険組合等から送付される「医療費のお知らせ」等は、次の6つの必要事項が記載されている場合に限り明細書として使用できます。

- ①被保険者等の氏名
- ②医療を受けた年月
- ③医療を受けた方の氏名
- ④病院・薬局等の名称
- ⑤支払金額
- ⑥保険者等の名称

■お問い合わせ先 町民課税務班 (TEL29-3904)

## 町税等の支払いに 「満点どうもカード」を利用できます

小坂町商業協同組合が発行する「どうもカード」は、町内の加盟店で買い物をするとポイントが貯まり、満点(ハートまたはお日さまの印が100個)で1枚につき1,000円分の支払いに利用できます。

### ●支払いができるもの

町税	・町県民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税
料 金	・介護保険料 ・後期高齢者医療保険料 ・住宅料 ・水道料金 ・下水道使用料 ・下水道受益者負担金 ・下水道受益者分担金 ・各施設使用料 ・役場窓口で発行する各種証明手数料

※歯科診療所の診療費、セパームの券売機での使用はできません。

### ●利用できる額

支払額が1,000円以上のものが対象です。  
(1,000円未満の支払いには利用できません)

#### 【支払い例】

1,100円の場合→満点どうもカード1枚+現金100円  
2,000円の場合→満点どうもカード2枚

### ●利用できる窓口

小坂町役場、七滝支所、十和田出張所  
(銀行や農協等の金融機関では利用できません)

■お問い合わせ先 出納室 (TEL29-3902)